

沿岸広域振興局長告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年7月11日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市重茂第7地割17番2地先から第6地割3番2地先まで	新	m 31.3～6.6	m 281.5
	旧	14.1～5.1	281.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 平成29年7月11日から同年8月14日まで